

北海道電力株式会社
「(仮称) 檜山沖における洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書」
答申文 (案) たたき台

本事業は、久遠郡せたな町、二海郡八雲町並びに檜山郡江差町及び上ノ国町の日本海に面した沿岸の水深約 50m 程度までの約 20,192ha の海域を事業実施想定区域として、主に風力発電機を設置する範囲は陸域から最短 500m であり、海水面からの高さ最大 295m 程度、ローター直径最大 270m 程度、最大 76 基程度の着床式の風力発電機による最大出力 1,140,000kW に及ぶ洋上風力発電所を設置する計画である。

事業実施想定区域及びその周辺には狩場茂津多道立自然公園及び檜山道立自然公園や海鳥の重要生息地 (マリーン IBA)、ウミネコ等の海鳥の繁殖地や藻場といった動植物の注目すべき生息地等が存在するほか、ネズミイルカ等の希少な海洋生物の生息等の情報があり、また、沿岸の自然性が高く保たれていることやホッケ等の産卵場が存在するなどの理由で生物多様性の観点から重要度の高い海域に選定されている。さらに、同区域周辺には住宅や学校等が存在しているほか、同区域及びその周辺には、既設風力発電所や環境影響評価法令の対象である風力発電事業が複数存在している。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応すること。

1 総括的事項

(1) 今後の対象事業実施区域の設定、事業の規模、風車の配置及び構造・機種種の検討に当たっては、2 の個別的事項の内容を十分に踏まえ、海外の事例を含めた最新の知見の収集や地域の状況に精通した複数の専門家等から助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切に調査を行い、科学的根拠に基づく予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。

なお、その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

(2) 本配慮書では、事業実施想定区域について、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律に基づき「有望な区域」として選定された区域の範囲内に設定したとしているが、事業実施想定区域の設定に当たり、環境面に配慮した区域の絞り込みの検討が行われていない。

また、風力発電機設置区域について、住宅等の環境保全上留意が必要な場所の確認結果を踏まえ、海岸線から原則 1 km 以上の離隔を確保したとしているが、離岸距離を原則によらず 1 km 未満とした範囲があり、その説明が不十分で分かりにくいものとなっている。

このため、対象事業実施区域の設定に当たっては、環境面に配慮した区域の絞り込みの検討を行い、方法書ではその検討過程について分かりやすく記載すること。

(3) 本配慮書では計画段階配慮事項として選定されていないが、海底ケーブルの敷設等による水の濁り、地形改変や施設存在による流向・流速の変動及び工事の実施や施設の稼働に伴う水中音、並びにそれらが生態系に及ぼす影響などについても懸念されることから、方法書以降の手続きにおいては、計画段階配慮事項の選定の有無に関わらず、影響を受けるおそれがある項目について

は漏れなく環境影響評価の項目として選定した上で、最新の知見等に基づき、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

- (4) 事業実施想定区域及びその周辺には既設風力発電所や環境影響評価法令の対象である風力発電事業が複数あることから、必要な情報を入手し、累積的な影響が生じるおそれのある環境影響評価項目を漏れなく選定すること。その上で、適切に調査、予測及び評価を実施し、確実に環境影響を回避又は低減すること。
- (5) せたな町及び江差町の洋上風力発電に係るゾーニングマップを踏まえ、関係町と十分に調整等を行い、方法書ではその結果を反映した計画とすること。
- (6) 今後の手続きに当たっては、相互理解の促進のため、関係町村、関係機関、住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明に努めること。また、事業実施想定区域内には漁業権設定区域が含まれていることから、風車の配置等の事業計画の検討に当たっては、特に漁業関係者からの理解が得られるよう事前に十分な協議や調整を行うこと。
- (7) インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷やダウンロードを可能にすることや、図書の内容の継続性を勘案し、縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向上に努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び風車の影

事業実施想定区域の周辺には住宅や学校等が存在しており、これらに対する騒音や風車の影による重大な環境影響が生じるおそれがある。また、設置される風車のサイズや基数が大規模であることから、影響が想定より大きい又は広範囲に及ぶ可能性もある。このため、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、風車と住宅等の離隔をとることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(2) 動物

ア 事業実施想定区域及びその周辺には、ケイマフリ等の希少な海鳥の繁殖地である松前小島及び弁天島を中心とした海鳥の重要生息地（マリーン IBA）、ウミネコ等の海鳥の繁殖地が存在し、沿岸の自然性が高く保たれていることやホッケ等の海産魚類の産卵場が存在するなどの理由で尾花岬周辺の沿岸域等が生物多様性の観点から重要度の高い海域に選定されている。また、専門家ヒアリング等において、希少な動物であるオオミズナギドリ等の鳥類やコヤマコウモリ等のコウモリ類、ネズミイルカ等の海洋生物の生息、北海道本島と奥尻島を結ぶ鳥類の渡りのルートなどに関する情報も得られている。

このため、関係機関や専門家等からの助言を得ながら、同区域及びその周辺における希少な鳥類やコウモリ類の利用状況、渡り鳥の移動経路、海洋生物の生息状況や海産魚類の産卵場及び稚仔の成育場などに関する詳細な調査を行うこと。その上で、バードストライクやバットストライク、工事に伴う騒音や水の濁り、生息環境の変化などの影響について適切な方法により予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置、工事の方法・時期等の検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ 風車の設置などにより改変する可能性のある環境に生息する動物相について、哺乳類や鳥類、魚類に限らず、各分類群の専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な動

物種について、適切な方法により予測及び評価を実施し、生息環境への影響を回避又は十分に低減すること。

(3) 植物

ア 事業実施想定区域及びその周辺にはコンブ場等の藻場が存在していることから、海底ケーブルの敷設などに伴う改変箇所の検討に当たっては、それらへの影響範囲を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ 風車の設置などにより改変する可能性のある環境に生育する植物相については、専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な植物種について、適切な方法により予測及び評価を実施し、生育環境への影響を回避又は十分に低減すること。

(4) 生態系

本配慮書では、海域の生態系については「種の多様性や種々の環境要素が複雑に関与し、未解明な部分も多いとされている」との理由から計画段階環境配慮事項として選定されていない。しかし、工事の実施や施設が存在及び稼働に伴う海域の環境の変化等による生態系への影響が長期間にわたり広範囲に及ぶおそれがあるため、方法書以降の手続きにおいては、最新の知見等の収集に努めるとともに、専門家等からの助言を得ながら調査、予測及び評価の対象や手法について十分な検討を行うこと。

(5) 景観

事業実施想定区域及びその周辺には、狩場茂津多道立自然公園や檜山道立自然公園などの景観資源が多数存在しており、風車の設置により公園内外からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがある。また、場所によっては風車の垂直見込角が大きくなると予想されるだけでなく、本事業により設置される風車のサイズや基数が大規模であり、事業実施想定区域及びその周辺の海域に面した沿岸一帯から風車群が広い範囲で視認されるようになり、日本海を望む景観に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、こうした景観への影響について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。